

住まいる通信

2019年4月

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

2019年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限(引落日)	住宅使用料等	納期限(引落日)
2019年4月分	5月7日(火)	2019年10月分	10月31日(木)
2019年5月分	5月31日(金)	2019年11月分	12月2日(月)
2019年6月分	7月1日(月)	2019年12月分	1月6日(月)
2019年7月分	7月31日(水)	2020年1月分	1月31日(金)
2019年8月分	9月2日(月)	2020年2月分	3月2日(月)
2019年9月分	9月30日(月)	2020年3月分	3月31日(火)

ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月27日(土)、28日(日)、29日(月)、30日(火)、

5月2日(木)、3日(金)、4日(土)、5日(日)、6日(月)、

営業日：5月1日(水)は営業しています。

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円(税別)の修理費用が発生する場合がございます。



各種手続きのご案内



区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に変更がある場合などは、手続きを行なう必要があります。

同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ 同居承認申請書

やむを得ない事情があり、許可することが適切な場合で、収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ 使用権承継申請書

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ 世帯員変更届

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、ご注意ください。

配偶者の転出は、離婚を除いて認められません。

※必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせ下さい。

家財保険に加入しませんか？

～住まいの保険のご案内～

賃貸住宅に入居されている方も家財保険というかたちで万が一の際に備えて補償に入ることが可能です。家財とは、冷蔵庫などの電化製品から家具や食器類などの生活に必要な家財道具一式のことです。

もしも火災や水漏れにより家財がダメになってしまうと、また一からそろえるには多くの金額が必要になります。このようなもしものときに備えて家財保険が役に立ちます。



■借家人賠償保険特約があなたを助けます！

ご自宅で火災や水漏れが起きてしまうと大切な家財に損害が及ぶだけではなく、部屋の損害を家主に賠償しなくてはなりません。

実は、家財保険にはそうした場合の備えとして「借家人賠償特約」（しゃくやにんばいしょうとくやく）という特約をつけることが可能です。この特約により、大家さんに対しての損害賠償も補償することができます。

本人が賠償費用を負担する必要がなくなり、今までどおりの暮らしを続けることができます。

保険商品や補償額によって年間4000円から1万円程度で加入することができます。ご加入を検討の際は、民間のさまざまな保険を取り扱っている『ほけんの窓口』にて無料でご相談できます。



ほけんの窓口 三軒茶屋キャロットタワー店

電話:03-5779-9190

営業時間:午前10時～午後9時



あいさつは 自ら 家から 地域から



あいさつはお互いの心の距離を縮め、住民同士の助け合いのきっかけになります。心地よい住まい作りのために住民同士であいさつをしましょう。

人の気配がない、洗濯物が取り込まれていない等、お隣の安否に関し、少しでも気になることがございましたら世田谷区営住宅等窓口センターへご連絡ください。

世田谷区営住宅等窓口センター 電話 6805-6523

安心な住まいづくりのサービスをご利用ください

自治会長さんへ

コミュニティー事業を行ってみませんか

世田谷区営住宅等窓口センターでは各アパートの自治会、生活協力員さんと協力のうえ、アパートごとにコミュニティー事業を推進しています。

例1) 健康体操の開催

あんしんすこやかセンターと合同で、集会所や談話室で開催。

例2) 懇談会

懇談会を計画し、住民の皆様方のコミュニケーションの向上を図りたいと考えています。

ご要望がございましたら、窓口センターへご連絡ください。

世田谷区営住宅等窓口センター
電話 6805-6523

高齢者安心コールを
ご利用ください

電話 5432-1010

FAX 5432-1030

電話相談サービス

〈いつでもご利用可能・無料〉

24時間365日電話でお受けいたします。

高齢者のお困りごとや見守りに関するご相談や介護保険の窓口についてのお問合せなどを承ります。

対象者/世田谷区内在住の65歳以上の

〈事業についてのお問い合わせ〉

世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課

電話 5432-2407

FAX 5432-3085

区営・区立住宅における

巡回見守りサポートのご案内

ご希望をいただいた65歳以上の高齢者世帯に対する定期的な巡回を「ふれあいサポート」と位置づけ、実施しています。東急コミュニティーのスタッフが対象世帯へお伺いし、入居者の現状や抱えている問題等をヒアリングします。

ご希望の方は、世田谷区営住宅等窓口センターへご連絡ください。

電話 6805-6523